

みんなで行う環境活動に 助成します

令和6年度環境活動事業助成金

市民のみなさんが
自分たちの手で
三鷹の環境をよくしようと
取り組む活動を応援します。



- ・公害防止、地球温暖化防止、緑化をすすめる事業
- ・自然環境の保護についての事業
- ・環境に関するセミナーや講座資料作成などの知識の提供に関すること
- ・環境に関する調査、研究 など

【申請期間】

令和7年

1月15日(水)まで

令和6年度

実施事業が対象です
事業実施前、実施後、
どちらでも申請可能です

- ◆学校の保護者グループで行うリサイクル品を使ったものづくりを広める活動
- ◆市内の緑化をすすめるための勉強会や講座の開催など…身近な活動も助成対象となります！

問い合わせ・申請先
三鷹市生活環境部環境政策課
〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号
電話：0422-29-9612（直通）

**デコ活**
暮らしの中のエコロがけ

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



この事業は皆様からの寄付金を積み立てた、三鷹市環境基金を活用しています

🌱 どんない団体が助成を受けられるの？

三鷹市民の方が中心となって、継続的に活動している非営利団体が対象となります。
※過半数の方が三鷹市民であり、市内に活動拠点のある団体を指します。

🌱 いくら助成してもらえるの？

対象となる事業を行うための経費の2分の1(1円未満切り捨て)。ただし、上限10万円となります。また、1団体につき1事業※を対象とします。
※事業内容が多岐にわたる場合は、1つの事業とみなせるかどうか総合的に判断します。
※助成金の交付は、予算の範囲内で行われます。

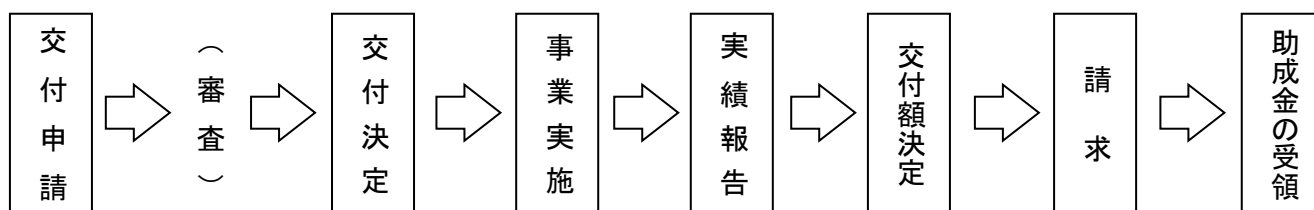
認められる経費

- ・講師等に支払う謝金、旅費
- ・物品、教材、資材の購入費
- ・使用料、賃借料、役務費
- ・事業実施に伴う事務費(印刷費など)
- ・その他市長が認めるもの

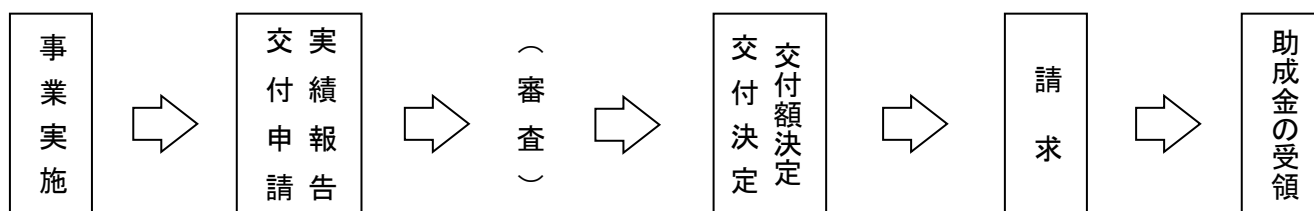
🌱 どうやって申請すればいいの？

三鷹市環境活動事業助成金交付申請書に必要書類を添付して提出してください。
申請書類をもとに三鷹市環境基金活用委員会で審査し、交付又は不交付を決定します。
事業実施後申請の場合は、交付申請時に実施報告書も併せて提出をお願いします。

○事前申請



○事後申請



交付申請書・添付書類

- ①事業の実施計画書(収支予定、助成対象経費の内訳書も添付してください)
- ②団体の概要がわかる資料(責任者の住所・氏名・連絡先等でも構いません)
- ③市内で活動する市民による団体であることがわかる資料(会員名簿など)
- ④その他市長が必要と認める書類(必要に応じて)

実績報告書・添付書類

- ①環境活動事業の実施に要した経費の領収書等の写し
- ②環境活動事業収支計算書
- ③事業内容報告書
- ④その他市長が必要と認める書類(必要に応じて)

🌱 ご協力をお願い

活動の状況や資料、写真を市の広報や出版物に掲載することがあります。